

長崎県立大学職業紹介業務運営規程

平成 20 年 4 月 1 日
規 程 第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき、長崎県立大学（以下「本学」という。）の卒業予定者及び卒業生（卒業後1年以内の者に限る。以下同じ。）のうち求職の申込みをした者（以下「求職者」という。）を対象として、本学が行う無料の職業紹介業務の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(求人者の申込み)

第 2 条 本学は、本学の卒業予定者及び卒業生に関する求人者の申込みを受理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しない。

- (1) 申込みの求人内容が法令に違反しているとき。
 - (2) 法令により明示が義務付けられている労働条件を明示していないとき。
 - (3) 賃金、労働時間等の労働条件が、著しく不相当と認められるとき。
- 2 求人者の申込みを行う者（以下「求人者」という。）は、所定の求人票に次の事項を記入し、就職課に提出しなければならない。
- (1) その従事すべき業務の内容
 - (2) 賃金
 - (3) 労働時間
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、明示すべき労働条件
- 3 求人票の提出方法は、次の各号のいずれかによるものとする。
- (1) 持参
 - (2) 郵送
 - (3) 電送
- 4 求人者は、本学から求職者の紹介を受けたときは、雇用関係の成否にかかわらず、その結果を本学に通知しなければならない。

(求職者の申込み)

第 3 条 本学は、本学の卒業予定者及び卒業生による求職者の申込みを受理する。ただし、申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

- 2 求職者の申込みを行う者は、求職票に所定の事項を記入し、就職課に提出しなければならない。
- 3 本学は、必要があると認めるときは、求職者に対して求職条件について指導を行う。

(紹介の方法)

- 第 4 条 本学は、求人者に対してその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。
- 2 求職者に対しては、求職者の希望と適性を勘案し、その能力を生かすことのできる職業を紹介するよう努めるものとする。
 - 3 紹介に際しては、求職者に対し、紹介時において、従事することとなる業務内容及び賃金、労働時間その他の雇用条件について、これらを記載した書面を交付することにより、明示する。
 - 4 本学は、求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状（別記様式）を発行する。
 - 5 本学は、労働争議中の事業所に対しては、その争議が解決するまでの間、求職者の紹介を行わない。

(職業紹介業務の担当者)

第 5 条 本学に、職業紹介業務を担当する者（以下「職業紹介業務担当者」という。）を置く。

- 2 職業紹介業務担当者は、就職課長をもって充てる。

(秘密の保持)

第6条 本学は、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、これを厳守する。

(平等の取扱い)

第7条 本学は、求職者及び求人者に対して、すべて等しく取り扱うことを旨とし、人種、国籍、信条、性別、社会的身分及び門地等による差別待遇の取扱いは、一切これを行わない。

(公共職業安定機関との連携)

第8条 本学は、公共職業安定機関と連携し、求職者及び求人者に必要な雇用情報その他の適職選択に資する情報の提供に努めるものとする。

(帳票の種類)

第9条 紹介に使用する帳票の種類は、次のとおりとする。

- (1) 求人票 (任意の様式を使用する場合は、求人票に含む事項を記載する。)
- (2) 求職票
- (3) 紹介状

(参考事項の提示)

第10条 本学は、求職者及び求人者に対し職業紹介について必要があるときは、資料その他の参考事項の提示を求めるものとする。

(推薦の方法)

第11条 推薦人数を制限する必要があるときは、推薦に係る選考方法を別に定めるものとする。

- 2 本学は、推薦された者が正当な理由なく、又は無断で、応募書類を提出しないとき又は就職試験に欠席したときは、当該推薦された者に関するすべての推薦を中止することができる。

(届出)

第12条 求職者は、就職先が内定したときは、速やかに「内定届」を就職課に提出しなければならない。

- 2 求職者は、就職先を決定したときは、速やかに「進路決定届」を就職課に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により「進路決定届」を提出した者については、その後の職業紹介は原則として行わない。

(職業紹介状況等の報告)

第13条 本学は、公共職業安定所に対し必要な職業紹介状況等の報告を行う。

(情報の提供)

第14条 求職者への就職に関する情報は、就職課等の掲示板への掲示等による。

(職業紹介の取消し等)

第15条 本学は、求職者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該求職者に対する職業紹介を取り消し、又は中止する。

- (1) この規程の規定に違反したとき。
- (2) 就職に関する注意、指導事項等を守らないとき。
- (3) 就職に関し好ましくない行為があったとき。

(職業紹介事業に係る運営)

第16条 本学の職業紹介事業に関する運営は、すべて職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

紹 介 状

求人者（ 求人番号・求人者名 記載 ） 様

さきに申込みのあった求人について、次のとおり 人の者を紹介します。

氏 名	学部・学科名	求人の種類

令和 年 月 日

長崎県立大学

職業紹介業務担当者 _____